

## 保育者養成と社会福祉実習

三角 同・保延 成子

(昭和61年9月30日受理)

### Educational Training of Nursery Nurses and Social Work Practice

Hitoshi MISUMI and Shigeko HONOBÉ

(Received September 30, 1986)

#### I はじめに

私たちが「社会福祉実習」を担当するスタッフの一員となつて、いまだ日は浅いのだが、このところいろいろと考えさせられることが多くなつてきている。もともと、家政学のなかの「児童」学という専門分野が対象論にかかわる研究分野を意味し、方法論に関する検討があまりにもなされてこなかったことに何かしらの疑問を感じてはいた<sup>1)</sup>。それは幼児教育の方にウエイトをおいた、これまでの児童学研究と関連しているようにも思える。本学における福祉関係の研究室で実習を担当する機会を得、それについてまとめてみることは、これからの研究にとって大事なことと思われるし、まもなく10年になろうとする社会福祉実習の今後のあり方についても多くの指針をみいだすことにもなるのではないかと、さらに児童学専攻におけるいくつかの実習のあり方についても何かしらの

展望をみいだすことができるのではないかと考えている。

まず児童学科児童学専攻のカリキュラムに「社会福祉実習」が選択科目としておかれたいきさつからみていくことにしたい。昭和47年12月6日の科内会議資料が残されている。この頃、児童学専攻は専修制(心理、文化、福祉 etc)として細分化されていたようである。そういうなかでの提案ということもあり、「社会福祉実習」は福祉専修の学生のとるべき科目となった。提案資料によれば、この実習の目的として「社会福祉の現場の実態を観察するとともに、福祉サービスの運営についての方法の一部を学習する。これを通じ、社会福祉の現実を理解し、福祉の政策及び方法について課題を深める。福祉サービスの具体的方法にとまなう知識・技術を学習しながら、人間についての理解を深める」となっている。

ところで、ここ10年余り、児童学科のカリキュラムはめまぐるしく変化してきた。とりわけ昭和50年代以降の

表1 年度別福祉系科目一覧

年度	福祉系科目
1973年(S48)	児童福祉概論, 社会福祉Ⅰ, 社会福祉Ⅱ, 社会福祉実習, 養護原理Ⅰ, 養護原理Ⅱ, 養護内容, ケースワーク演習, グループワーク演習, 施設管理論, 特殊児童問題, 児童福祉特講, (乳児保育Ⅰ)(乳児保育Ⅱ)
1974年(S49)~1975年(S50)	児童福祉概論, 社会福祉Ⅰ, 社会福祉Ⅱ, 社会福祉実習, 児童福祉演習, 養護原理Ⅰ, 養護原理Ⅱ, 養護内容, ケースワーク演習, グループワーク演習, 施設管理論, 特殊児童問題, 児童福祉特講, (乳児保育Ⅰ)(乳児保育Ⅱ)
1976年(S51)	児童福祉概論, コミュニテーク, 児童福祉演習, 社会福祉概論, 社会福祉演習, 養護原理, ケースワーク, グループワーク, 福祉発達史, 発達保障論, (障害児教育)(乳児保育Ⅰ)(乳児保育Ⅱ)
1977年(S52)	社会福祉実習, 社会福祉概論, 社会福祉演習, 養護原理, 養護内容, ソーシャルワーク, (障害児教育)(乳児保育Ⅰ)(乳児保育Ⅱ)
1978年(S53)~1981年(S56)	児童学Ⅴ(福祉), 社会福祉概論, 社会福祉演習, 児童福祉演習, 施設管理論, 社会福祉実習, (障害児教育)(乳児保育Ⅰ)(乳児保育Ⅱ)
1982年(S57)~現在	児童福祉, 社会福祉, 社会福祉演習, 児童福祉演習, 養護内容論, 社会福祉実習, (障害児保育)(乳児保育)

それは顕著である。57年の入学生から、ようやく現行のカリキュラムが定着し、「社会福祉実習」も、カリキュラムのなかにそれなりの位置を占めたように思われる。

ところで表1は、ここ10年余りのカリキュラムの変化を福祉系科目を中心に示してみたものである<sup>9)</sup>。カリキュラムは学科、専攻の「顔」ともいうべきものである。こうしてみると、まさに学科の顔の変容ぶりは「児童学」とは何か、を考えてきた科内会議における試行錯誤学習のあとを示すものであったといえることができると思われる。

さて私たちは、これまでの社会福祉実習の状況をみながら、いくつかの問題点を指摘してみるつもりである。まず最近の(1)保母養成課程基準改正の動きや、(2)四年制学部における保母養成をどうするかという、きわめて今日的な課題がある。それらについても考えていかなければならない。はじめの頃は、クラスの1/3位が履修していた。その頃と違い、今ではほとんどの学生が実習を選択するようになった。実習のあり様が変わってきたことは事実である。今の学生の特徴といおうか、取れる資格はなるべくとっておこうというものもあろう。ここでいわゆる「社会福祉主任任用資格」というものの内実が問われている。同様に「保母資格」も問われている。就職者が短大生によって大半であるとき、四年制卒業者のそれが問われている。教員免許状のように、たんに保母資格を格付けすればいいというようなものではあるまい<sup>10)</sup>。

われわれとしては、「福祉職としての保母」をより確かなものにしていくという意味で、この実習を今後にも

けて考えていくつもりである。そのさいに、10日間という期間をどう考えるか、反省会をどのようにもつか、実習日誌のスタイル<sup>11)</sup>、評価のあり方などについてもさらに考えていかなければならない。

## II 社会福祉実習の展開

まずここ10年余の変化について、表2を参考にしながらみておこう。これまでの履修状況からいえることは、実習機関のほとんどが、児童相談所と福祉事務所であったということである。そしてはじめの頃は、どちらの希望も同数ぐらいの割合であったが、履修者が増えるとともに児童相談所を希望する者がやや増えてきている。その他の実習機関については、学生自身の希望もあって多様化し、老人ホーム、ろうあ者更生寮、婦人相談所、教護院、母子寮、児童会館、精神病院、養護施設、精神薄弱者施設などの実習もなされている。

この実習では、できるだけ学生の出身地で行うようにしている。それは、それぞれの学生が育ってきた地域の環境をふまえ、そこで現実どんな問題がおきているのかということを知るといことが同時に含まれているからである。そして学生もその現実がいかにきびしいものであるかということを知り、また福祉というものがいかに身近なものであるのかということも感じとってくることが期待されている。

ところで、児童相談所とは「1948年の児童福祉法の施行により、児童福祉についての総合的専門相談機関として、各都道府県に設置が義務づけられ、発足したもので

表2 年度別・機関別履修者数

機関別 \ 年度	1977 (S52)	1978 (S53)	1979 (S54)	1980 (S55)	1981 (S56)	1982 (S57)	1983 (S58)	1984 (S59)	1985 (S60)	1986 (S61)
児童相談所	10	4	8	24	26	8	19	28	25	32
福祉事務所	4	9	15	15	13	6	10	10	14	6
福祉センター	3	2	1	2	2		2	2	2	2
民生事務所				1		1				1
福祉総合相談所						1				
老人ホーム									1	1
ろうあ者更生寮					1			2	1	
婦人相談所					1					
教護院					1					
母子寮					1					
児童会館					2					
精神病院								1		
養護施設								1		
精薄施設								2		

ある。児童相談所の目的は、児童に関する各般の問題について家庭その他からの相談に応じ、必要があれば、調査、または医学的、心理学的、教育学的、社会学的な、あるいは精神衛生上の判定を行い、この調査または判定に基づき必要な指導を行うこととされ、児童福祉行政の第一線機関ともされている。また、これに加えて、以上の相談措置、判定治療、一時保護を児童相談所の3機能と呼んでいる<sup>6)</sup>。

また、福祉事務所とは、「1951年3月に制定された社会福祉事業法によって、福祉行政の総合的第一線現業機関としてその位置づけが明確にされ、同年10月1日創設されたものである。社会福祉事業法第13条は、福祉地区ごとに設けられた福祉事務所の目的を、地域内の社会福祉に関する援護、育成、または更生の措置を要する者に対し、その独立心を損うことなく、正常な社会人として生活することができるよう援助するサービス機関としての機能を求められている。福祉事務所は、都道府県においては地方事務所、または支庁の管轄する地域ごとに1か所、その他の地域および指定都市と特別区においては、おおむね10万ごとに1か所の設置が義務づけられ、町村においては任意設置となっている<sup>6)</sup>。」

このような福祉機関にやってくるクライアントに対しての対処の仕方などを学生は、ワーカーの仕事を通して学ぶ。そこでは、短い期間ながらも充分な指導のもとに現実のきびしさを学び、いいあわせない様な切実な問題をいかに解決していかなければならないかということをもあらためて知ようになる。これまで履修した学生たちは、実習を選択することによって、最初の動機である「社会福祉主事任用資格」の取得のためであったかも知れないものが、実際に実習を行うことによって、その考え方が変わってきているのを知るのである。何が自分に起るかわからない現在、福祉に関心をもつ学生は現在の社会に多少なりとも疑問をもってきていることは確かである。ボランティアなどの活動を通して多方面から考え悩んでいる人は、われわれが考えている以上に多い。そういう中で、「福祉」は人間生活の全般にわたって考えられ、すべての人が何らかの形で当面するであろう問題であることを考えていく。これらのことを私たちは知っている。そのうえで「実習」を指導することの意味について考えてみたいと思う。

まず四年間にわたる学生たちとの「実習」を核とした触れあいについてみておくことにしたい。

(イ) 一年次一実習への動機づけを考える。

何もわからず不安のうちに入学してくる学生たち。彼女なりに、それでも実習とは何か、どの科目を履修したらよいかを模索しながら、「単位」の計算をし履修する科目を決定する。私たち担当教員の方も、いろいろな学生がいる中で、すでに一年の時点から仕事ははじまる。すなわちほとんどの学生が、この実習を履修するであろうということを想定しながら三年次における「実習」までの間のいろいろな状況を判断し把握しておくことが必要であり、スタートしているのである。

一年の時、50～60人の学生のうち何人が履修するのかもわからないうちから、まず学生の所在地等を調べておく。まだ学生の方でも、その生活のすべてに期待をもってスタートをし、「履修のしおり」などを見て早々と質問をしていく積極的な姿勢を示すものも少なくない。

(ロ) 二年次一「演習」の中でテーマを模索する。

二年次になって「演習」では、さまざまな福祉に関する問題がとりあげられることになる。それらがどのように展開され、後に影響を与えているかが問題とされるのである。けれども児童学専攻の学生という、「対象」のすべてが人間であるということをおぼえてはならないのである。そう考えていくうちに幼稚園教員や保育者をめざす者にとって、乳児から老人まで人生を共にする社会では、1つの新聞記事がどれだけ私たちにふりかかってくるものであるかがわかり、大きな問題となってくるのである。こうしたことを学生たちの何人かは、表面には現わさず内面でかかえこんでいることも少なくない。

学生たちは、「演習」をとおして自分自身の身近な問題として考え直そうとする者も少なくない。何かを考え、求めている。そこから解決できればいかなることがあろうとも、すばらしい人間へのスタートとなると思われるのである。他方、そこで挫折してしまえばすべてが暗く、ノイローゼになってしまうこともある。とにかく何かを求める気持ちはとてもすばらしいことである。そしてそれを解決しようとする意識をなくすような形の「演習」であってはならないであろう。

(ハ) 三年次一実習先の決定、書類作成、巡回など。

学生たちは、これまでみてきたように、学習のなかで何かを考え、何かを見い出してきている。具体的には児童相談所や福祉事務所など、どちらかへの興味と関心をいだきつつ授業にのぞみはじめる。ケースワーカーとはどのようなものなのかを身をもって体験することの必要

性を感じてくる。担当教員はその興味や関心など各学生のもち味をいかしつつ実習先の決定をしていかなくてはならない。学生たちと個別に面接を何回かくり返し、納得のいくまで意見をかわし、決定するのである。

決定にあたっては、その学生のやりたいという希望を考えながら方向づけをしつつ、いろいろな関係する機関を指定していくのである。たとえば児童相談所の仕事としては主に子どもの問題が重視される。また福祉事務所での仕事としてはその地域でのいろいろな福祉の問題が係わってくる。

このように、多くの学生たちはどちらかの機関を選択し、実習へとぞむ。またこれら2つの機関のみではなく、希望する学生があれば、その他の機関（施設）などでも実習することが可能である。まさに福祉とは広い分野にまたがるものであることを知らされる。

学生たちが不安と期待を胸に、そこから何かひとつでもつかみとってることができればそれでいいと思われる。多くを学んでこようとすれば所詮、大ざっぱな価値のないものになってしまう可能性もあり、あれもこれもと欲を出してしまうと結局は莫然とした表面的な理解でしかなくなってしまう。

さて実習担当教員が巡回によって、学生へのはげましやその機関に対する感謝の気持ちをあらわしていることも忘れてはならない大切なことの1つであろう。実習は実習生としてはもちろんのこと、受け入れ側としても大変な苦労があるはずである。右も左もわからない学生を一から指導していかなくてはならない大変さはどのように表現してもつくせるものではない。しかも、福祉の仕事はその人個人で行なわれるものではなく、多くの恵まれない人達が対象となっているものである。そこでの媒体として、異質な実習生との係わりあいを考えながら、通常と変わらずに仕事に係わっていかなければならない。ということを私たちは知らなくてはなるまい<sup>7)</sup>。

さいごに書類の作成についてである。この実習では学生自身、各自で実習先に依頼のために伺うことが多い。このことが学生自身の意欲などにもあらわれているのである。また書類の記入もできるだけ学生にさせる。それは前もって評価のポイントを知ること、実習事務の大変さを分担し、意欲をもたせることにある。こころあたりも短大のばあいの実習との違いであろうか。

(一) 四年次一実習記録の作成、反省会、評価など。

三年の後期（春休み中）10日間の実習を行う。その際、

現在では特別に実習日誌というノートは定めていない。このことに関してはいろいろな意見がある。しかし、私たちとしては、学生一人一人のもち味をいかし自由に特徴を出して記録をとるという意味で大学ノートに書かせている。一部の受け入れ機関には実習ノートを作成するようにという要望がある。これに関しても目下考慮中というところである。

四年生の前期に「反省会」を行っている。この反省会では各自が行った実習機関の機能をはじめ、各自の実習内容についてまたそれに関連するケース事例などを発表してもらおう。この「事例研究」を通して、そのケースはどのようにしてこれまでに至ったのか、各ケースごとの措置の仕方などを学んでいくのである。また、地域の問題を知ることが大事なのであるが、学生自身の家庭所在地での実習先が多いため、各自がいかに実習に力を入れているかがわかる。自分達の住んでいる地域はどのような状況にあり、どのような人達がいるのかを知ること、地域の実態をより強く感じ、把握してくるように思われる。

### Ⅲ 評価の問題

実習終了後、反省会を行ないながら、「まとめ」を作ることがある。それを印刷したものが『これからの生活を考える』というもので昭和52年に刊行されてから5号ほど出ている。それは科内の先生方はもとより実習機関、後輩たちに配布される。それには学生が実習先で体験したいろいろな問題を自分なりにまとめている。もちろん実習日誌もそうであるが、「まとめ」にも学生ひとりひとりが普段の生活とはほとんど関係がないようにみえる問題をどのように感じたか、機関がどのように対処しているか、自らの地域の中で本当に切実な生活をしている人びとがいるということがわかる。

ここではまず「評価」について考えてみることにしたい。いろいろな側面からみていくことができるが、さしあたり実習機関からのものと学生による自己評価とのズレについてみながら考えてみたい<sup>8)</sup>。とにかく、実習指導には多くの困難がつきまとうのであるが、なかでも「評価」の問題はむずかしい。

表3はそれぞれの項目についてのズレを示している。

これによると、「実習への取り組み」については、学生もそれなりに意欲をもって取り組んでいたようであり、実習機関からのそれとの相違はそれほどではない。次に

表3 評価のズレ

評価項目	評価点	A	B	C	D (無記入)
	実習への取組み	実習機関	26	11	0
学 生		23	11	2	0
対象者の理解・ 指導技術上の問題	実習機関	19	14	0	4
	学 生	2	31	3	0
職員への態度	実習機関	25	12	0	0
	学 生	26	8	2	0

「対象者の理解・指導技術上の問題」という項目についてみよう。この点になると実習機関における実習生の立場ということもあって、かなりの相違がみられる。すなわち実習機関の側からすれば、その指導に関してどうしても専門性ということがのぞまれているのであり、評価点がきびしくなるようである。実習機関からの意見は評価表の所見にあきらかである。それからいくつかひろってみたい。まず「期間が短い」ということがいわれている。そこから「系統的に業務体制に十分組み入れることができない」とか「相談機関の実情とワーカーの業務のごく概略を知る程度を身をもって体験し専門技術を駆使して問題を図るというプロセスの参画を望むのはむずかしい、ということはまず現場をしるという程度にとどまってしまう」ということが代表的な意見である。学生に関しては「積極性がほしい」また(大学に対して)「目的をはっきりとしてほしい」という指摘も付け加えておこう。これからの意見に、専門性という実習機関としての意識が強いことはわかるのであるが、実習生の側からみると、やや無理があるように思われる。実習生としての意識に10日間という期間では全体として莫然としたものしかとらえられないということ、紹介されるケースの重みにかかなりのショックをうけてもどってくるのである。ともかく学生は、そこでの体験をとおして、基本的なルートを把握してくるようになる。多くの実習機関がもつ積極的な面、すなわちワーカーたちが実際の仕事において、ある意味ではクライアントにとっての一生の問題をかかえていることから、そこでの人間関係は実にきびしいものでなければならない、ということは充分に理解してくるのである。

学生たちの感想として、クライアントの受け入れ、調査、措置から終結(施設入所、相談終了など)までのいきさつを知り、それがたんに記録上だけでなく実際の問

題に触れるということで、かなりのショックであったというものが多く、学生たちにとって、他の実習では得られないいい機会であったとすることができる。学生たちは、この実習をとおし他の実習とは大分ちがった体験をしていくようである。福祉行政のあり方、あるいは公、私の相談機関における人と人とのふれあいなどをとうし、そこから学生たちなりの人間観や社会観を感じとってくる。

こうしてみると実習機関と学生との視点のズレはかなりあるのかもしれないが、クライアントに対する思いやりのようなものは、見方のちがいはあれ、同じように思える。実習機関が考えているところよりも、学生は実習生なりにケースに接し考えてきているといえよう。実習の目的にしても、個人差はあるが、学生たちのねらいは、実習機関とそれほどにはズレていないのではなかろうか。

さいごに「職員への態度」に関してみておこう。その点については実習機関と学生との感想はそれほどのくちがいはないようである。ここでのズレ(とっていいのかわからないが)は、実習する機関(施設)によっても大分ちがうと思われるが、専門性をどう考えるかというところでのちがいはなかろうか。その点で評価することはできないという機関もあるということを書いておくべきであろう。

#### IV おわりに—今後の課題

現在、「社会福祉実習」の履修者はクラスの%位までになり、その数は定着してきている。いちおう免許や資格をとっておこうという学生がほとんどのなかで社会福祉実習だけを履修するという学生もでている。免許資格がとれるのに、少数ではあるが、これらの学生たちは福祉実習だけを履修する。ということは学生たちのなかに福祉を学ぶということの意識が変化してきているようにも考えられよう。

多くの実習がそうであるように履修した学生のほとんどは実習の後では意識の点でかなりのちがいがみられるようである。実習前は、不安がつるばかりで、何をどのように考えたらいいのかわからない状態である。基礎的な知識を学んではいるものの、実際に実習してみなければ何もわからないということは当然のことである。そして実際にケースにあたり、わからないなりに見たり、聞いたりすることによって福祉とは何かということや、そこで働くワーカーの仕事がどんなものなのかがわかっ

てくる。ワーカーと共に行動し、ワーカーの動きについていくことによって、自分とワーカーとの関係、自分とクライアントとの関係を理解する。そして、そういう中で自分とは何か、自分がどのように対処していかなければならないかという判断など、実習をどうして体験し、学んでくる。そこでの行動が不安定なものであれば、それはクライアントに対しても不安感を与え、その場をうまくのりきることができなくなる。常にその時々を現状をみつつ、実習生としての位置づけを見失うことなく現状に対処しなければならない。

実習を終えてもどってきたとき、いろいろな問題にぶつかってくる学生は少なくない。実際、自分が住んでいる地域での実習は深く心に残るものである。

学生たちはケースをとおして、いつ何によって「障害」をおうかもしれない、ケースの当事者になるかもしれないことを、身近な問題として考えるようになる。老人のケースから長寿国日本における老後の問題は必ず自分自身にふりかかってくるものであり、誰もが最も身近な問題として考えなくてはならないことを知る。これらのことは人間が人間として人間らしく生きていくうえで、すべての人が考えられるべき問題なのであり、実習指導上の今後の課題もそこにあると思われる<sup>9)</sup>。

#### 註

- 1) これは逆説的表現である。社会科学研究における「対象」と「方法」との区別はあるようでない、「価値」にかかわる部分がきわめて大きいのである。

- 2) いわゆる「保母養成基準」での分類ではなく、一般に福祉系科目とみなされるものを包含していることをおこわりしておきたい。
- 3) さしあたり次の資料を参照のこと。総合特集保育者養成の諸問題、相川書房（東京）、1981 小玉武俊他編：幼児教育行政、チャイルド本社（東京）、1984 大久保稔他編：保育行政、チャイルド本社（東京）、1985
- 4) 大場幸夫（代表）：保育実習の展開—(2)実習日誌を中心に—、保母養成研究年報第2・3合併号、全国保母養成協議会（東京）、1985
- 5) 原田信一他編：社会福祉実習、相川書房（東京）、1981 p. 31
- 6) <注5>の文献 pp. 36~7
- 7) たとえば全国社会福祉協議会養護施設協議会編：養護施設ハンドブック、全国社会福祉協議会（東京）、1981 全国教護院協議会編：教護院運営ハンドブック、三和書房（京都）、1985
- 8) 岡本富郎：保育実習の展開—(3)—実習評価をめぐる、全国保母養成協議会第23回研究大会発表論文集 pp. 144~5
- 9) 大塚達雄他編：社会福祉施設実習、ミネルヴァ書房（京都）、1982 大島 侑編：社会福祉実習教育論、海声社（東京）、1985

#### <付記>

本稿は第25回保養協研究大会で発表したものに討論を加え加筆したものである。